

令和6年

第1回市議会定例会 議案第57号

函館市介護医療院の人員，施設および設備ならびに運営に
関する基準を定める条例の一部改正について

函館市介護医療院の人員，施設および設備ならびに運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市介護医療院の人員，施設および設備ならびに運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市介護医療院の人員，施設および設備ならびに運営に関する基準
を定める条例（平成30年函館市条例第24号）の一部を次のように改
正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他こ
れらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる
物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他
人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつ
て，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第
1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第33条第2項第1号および第2号中「または」を「および」に改め
る。

第34条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め，同条第1項中「
協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の
要件を満たす協力医療機関にあつては，病院に限る。）」に改め，同項
に次のただし書および各号を加える。

ただし，複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当

該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 介護医療院は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の後ろに「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」

を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定および第55条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（協力医療機関との連携に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の函館市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第34条第1項（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第3条 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第35条第3項(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第4条 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第40条の3(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(提案理由)

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、介護医療院の運営の基準等に関する規定を整備するため